京都女子大学 履修規則

第１章　総則

（目的）

第１条　京都女子大学（以下「大学」という。）を卒業するために必要な要件及び教育職員免許状その他の資格取得の所要資格を得るに必要な要件、その他修学上必要な事項については、この規則の定めるところによる。

第２章　卒業の要件

（卒業の要件）

第２条　大学を卒業するためには、大学に４年以上在学し、その間に学科ごとに定める教育課程に従って、授業科目を履修し合計 132 単位以上を修得しなければならない。

（卒業に必要な単位）

第３条　卒業に必要な科目及び単位数は、別表１［大学学則（以下「学則」という。）第 13 条別表］のとおりとする。

（履修方法）

第４条　前条に定める授業科目の開講学期及び単位数等の履修方法は、履修科目表に記載のとおりとする。

（本学入学前又は入学後に取得した外国語検定等のスコア）

第５条　本学入学前又は入学後に、文部科学大臣が定める英語・ドイツ語・フランス語・中国語・コリア語の外国語検定等に合格又は規定の点数を取得した場合は、学則第 19 条の３及び第 19 条の４により、本学の授業科目に読み替え、単位を認定することができる。単位の認定等必要な事項は別に定める。

（他大学単位修得科目）

第６条　他の大学又は短期大学で修得した単位は学則第 19 条の２により、卒業に必要な単位に含めることができる。履修登録、単位の認定等必要な事項は別に定める。

２　他の大学又は短期大学の授業科目の受講は、２回生から４回生前期の期間とする。

（本学入学前に大学等で修得した単位）

第７条　本学入学前に大学又は短期大学で修得した単位は学則第 19 条の４により、本学の授業科目に読み替え単位を認定することができる。

２　第５条及び第６条の規定により、本学入学前の本学以外での学修を本学の授業科目に読み替えて認定できる単位数は、あわせて 60 単位を上限とする。

３　第５条及び第６条の規定により、本学入学後の本学以外での学修を本学の卒業に必要な単位に含めることができる単位数は、あわせて 60 単位を上限とする。

（副専攻プログラム）

第８条　学則第 14 条の２に規定する京都女子大学副専攻プログラムに関し必要な事項については、別に定める。

第３章　履修登録及び授業

（履修登録）

第９条　当該年度に履修しようとする授業科目について、あらかじめ指定された期日に、履修登録の手続きを行わなければならない。

２　授業科目の登録は、当該学科及び回生ごとに組まれた授業時間割表に従わなければならない。

３　授業科目の履修にあたっては、履修科目表及びシラバスを確認しなければならない。

４　シラバスには、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、成績評価方法・基準等を記載する。また、ディプロマ・ポリシーと関連付けた学習の到達目標や成績評価基準を明示する。

５　授業規模の適正化を図るため、履修登録者数が適正な範囲を超過した授業は抽選を行うことがある。

６　卒業要件として修得すべき単位のうち、１年間に登録できる授業科目の単位数の上限は 48 単位とする。ただし、校外実習・校外研修科目及び当該実習指導に関する科目、並びにその他学科が指定する科目については、登録単位数の上限を超えて登録することができる。

７　前項の他、所属学科が指定する教職課程科目については、当該学科による履修状況や教職課程履修に関する面談により履修が認められたものに限り、登録単位数の上限を超えて登録することができる。

８　２回生以上の学生を対象として、当該年度の前年度の年間 GPA が「3.0」以上の者については、１年間に登録できる授業科目の単位数の上限（48 単位）を超えて 54 単位まで履修科目の登録を認めるものとする。この特別措置は、当該年度のみ有効とする。

９　前項の規定は、当該年度の前年度に休学した者については対象外とする。

10　一度単位認定された授業科目は再登録できない。

（履修登録の修正）

第 10 条　履修登録後の追加・変更及び取り消しは、授業開始後の指定された期日に修正の手続きをした者についてのみ認める。

（授業の方法）

第 11 条　授業科目は、その授業方法により講義、演習（講読）、実験・実習又は実技に区分し、授業はそのいずれかにより行う。また、これらの併用により行う場合がある。

２　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（単位の計算）

第 12 条　授業科目の単位の計算方法は、次の基準による。（学則第 17 条）

各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

⑴　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

⑵　実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位数については、論文等作成に必要な学修等を考慮して定める。

（必修科目・選択科目の区分）

第 13 条　授業科目は、その履修方法により必修科目及び選択科目（選択必修科目を含む。）に区分する。

（必修科目の再履修）

第 14 条　必修科目が不合格で単位が認定されなかった場合は、必ずその科目の単位が認定されるまで履修しなければならない。

（選択必修科目の再履修）

第 15 条　選択必修科目が不合格で単位が認定されなかった場合は、選択できる範囲内の科目を履修してこれに代えることができる。

（開講期間）

第 16 条　授業科目は、その開講期間により学則第 11 条に定める前期に開講する前期開講科目、後期に開講する後期開講科目及び前期、後期を通じて開講する通年開講科目に区分する。

２　あらかじめ通年として開講されている授業科目は、通年受講しなければならない。

（受講）

第 17 条　受講に際しては、出席・欠席・遅刻及び早退について、担当教員の確認を受けなければならない。

（出席日数）

第 18 条　当該授業科目の出席日数が実験・実習・実技にあっては、開講日数の５分の４未満、その他にあっては開講日数の３分の２未満の者については、原則として単位認定は行わない。

（授業時間）

第 19 条　授業時間は、講時で表わし１講時を２時間と見なして計算する。講時配当時間は、次のとおりとする。

１講時　８：50 ～ 10：20
２講時　10：35 ～ 12：05
３講時　13：00 ～ 14：30
４講時　14：45 ～ 16：15
５講時　16：30 ～ 18：00
６講時　18：10 ～ 19：40

第４章　卒業論文又は卒業研究

（卒業論文又は卒業研究の履修登録）

第 20 条　卒業論文又は卒業研究の履修登録は、第 9 条第 1 項の規定により、原則として最終学年の者で 3 か年以上在学し、当該年度卒業が見込まれる者が行う。

（論題の提出）

第 21 条　卒業論文題目又は卒業研究題目は、卒業論文又は卒業研究の提出時に、指導教員の指導を受けたうえで、教務課に届け出るものとする。

（卒業論文又は卒業研究の提出）

第 22 条　卒業論文又は卒業研究は、各学科の指示する期限及び方法により提出しなければならない。正当な理由がなく提出期限に遅れた場合は、受理されない。

2　前項の提出期限は 12 月 1 日から翌年 1 月 31 日の期間内で各学科が指定する。

3　卒業論文または卒業研究の単位を修得せずに卒業延期となった者のうち、最終年次前期終了時点において卒業が見込まれる者については、最終学年前期（7 月 1 日～ 31 日の学科が指定する期日まで）にこれを提出し、単位の認定を受けることができる。

（卒業論文又は卒業研究の評価）

第 23 条　卒業論文又は卒業研究の評価は、最終年次の学年で、所定の単位を修得した者について行う。

2　前項の評価は、審査及び試問（発表を含む。）によるものとする。

第５章　単位認定及び成績

（成績評価と単位認定）

第 24 条　学生は、履修登録を行った授業科目について、各授業科目のシラバスに示された方法及び成績評価基準により成績評価を受ける。

2　授業科目の成績評価は、各授業科目の目的に応じて多角的に判定し、上位より SS、S、A、B、C 及び D をもって評価し、C 以上を合格として当該授業科目の単位を認定する。

3　前項の成績評価は、以下の通りグレード・ポイント（以下「GP」という。）に換算する。

種別	成績評価	GP	判定の基準
合格	SS	5	授業科目の目標を完全に達成し、特に秀でた成果を挙げている。（試験やレポート等の評価に加え、授業への参加態度や授業時間外の学修成果が極めて高いと認められる。）
	S	4	授業科目の目標をほぼ完全に達成している。
	A	3	授業科目の目標を相応に達成している。
	B	2	授業科目の目標を相応に達成しているが、不十分な点がある。
	C	1	授業科目の目標の最低限を満たしている。
	G	—	GP評価できない科目の合格。
不合格	D	0	授業科目の目標の最低限を満たしていない。
単位認定合格	N	—	他大学等で修得した単位。 本学入学前に修得した単位。

4　学習成果のフィードバックの手段として、以下の通り G P 評価と 100 点法の評価を併記する場合がある。

⑴ GP 評価 5 の場合、95 ～ 100 点
⑵ GP 評価 4 の場合、90 ～ 94 点
⑶ GP 評価 3 の場合、80 ～ 89 点
⑷ GP 評価 2 の場合、70 ～ 79 点
⑸ GP 評価 1 の場合、60 ～ 69 点

5　教職実践演習及び教育実習等の学外実習・研修にかかる授業科目の成績評価は、G、D をもって評価する。

（不正行為の禁止）

第 25 条　前条に規定する成績評価を受けるに際しては、一切の不正行為を厳禁する。

（不正行為者に対する処置）

第 26 条　不正行為者に対しては、当該授業科目の評価を D にする。

2　学則第 54 条により懲戒されることがある。

（成績の通知）

第 27 条　履修した授業科目の成績は、各学期終了後に本人に通知する。

2　不合格の授業科目について疑義がある場合は、本学の指定する方法により、授業担当者に確認を依頼することができる。

3　第 1 項による通知には、授業科目ごとの成績評価に加え、履修登録したすべての授業科目を対象として、それぞれの成績評価の GP から計算した単位あたりの平均値 (GPA) を記入する。GPA の計算方法は別に定める。

4　GPA が各学科の定める基準を下回った者は、本学教員による面談を受けなければならない。

5　一定期間にわたり成績の改善が見られない者に対して、本学が別に定める方法により、学修上の指導または各種勧告（改善勧告、休学勧告、退学勧告のいずれか）を行う場合がある。

（成績証明書の評語）

第 28 条　本学で発行する成績に関する証明書は、単位を修得した授業科目について、第 23 条第 2 項にもとづき、SS、S、A、B、C、G 又は N の評語をもって記入する。

第６章　休学・復学・退学

（休学願）

第 29 条　学則第 41 条及び第 42 条に規定する休学の手続きは、所定の休学願を学生支援課に提出しなければならない。

2　前項の休学事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（復学願）

第 30 条　学則第 43 条に規定する復学については、休学期間満了前に所定の復学願を学生支援課に提出しなければならない。

2　前項の休学事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退学願）

第 31 条　学則第 44 条に規定する退学については、所定の退学願を保証人連署のうえ、学生支援課に提出しなければならない。

2　学則第 38 条第 2 項に規定する他大学への転入学に際しては、退学願を学生支援課に提出しなければならない。

第７章　編入学及び転部・転科

（編入学）

第 32 条　学則第 37 条に規定する編入学の取扱いは、別に定める。

（転部・転科）

第 33 条　学則第 40 条に規定する転部・転科を希望する者は、所定の願書及び必要書類に検定料を添えて保証人連署のうえ、教務課に提出しなければならない。

2　転部・転科に関する内規は、別に定める。

第８章　科目等履修

（科目等履修）

第 34 条　学則第 56 条に規定する科目等履修の取扱いは、別に定める。

第９章　教職課程

（教職課程）

第 35 条　学則第 24 条に基づき、本学に教職課程を置く。

（教職に関する科目等の履修）

第 36 条　教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者の、教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、本学の定めるところによる。

2　教職実践演習（中・高）、教職実践演習、保育・教職実践演習、教職実践演習（栄養教諭）及び教職実践演習（養護教諭）は原則として最終学年の者で、各学科で実施する必要なすべての教職面談をうけ、かつ、教育実習の履修登録ができる者について、履修を許可する。

（履修制限）

第 37 条　各学年終了時に第 27 条第 3 項の規定により計算した累積 GPA が一定基準を下回った者については、原則として教職課程の履修

を制限する。
2　前項にくわえ、免許の種類・教科ごとに別に定める基準を満たさない者について、教職課程の履修を制限することがある。

（免許状の種類・教科）

第 38 条　学則第 24 条第 3 項に基づき、各学科において所要資格を得ることのできる教育職員免許状の種類及び教科を定める。
2　発達教育学部教育学科の者で、特別支援学校教諭一種免許状取得希望者は、免許状取得要領に基づき、基礎となる教諭の免許状を併せて取得しなければならない。
3　家政学部食物栄養学科の者で、栄養教諭一種免許状の取得希望者は、本学の定める管理栄養士に関する履修科目表に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
4　第 1 項に定める以外の免許状取得のための他学部・他学科における授業科目の履修については、教務課に申し出て許可を得なければならない。
5　前項により他学部・他学科の授業科目を履修し、単位を修得した場合、単位認定はされるが卒業に必要な単位に含むことはできない。

（教職課程履修費）

第 39 条　教職課程を履修する者は、所定の期間内に別に定める教職課程履修費を納入しなければならない。

（他学部・他学科への聴講）

第 40 条　第 38 条第 4 項の規定により許可する場合は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらない。

（教育実習）

第 41 条　教育実習、中学校教育実習、特別支援学校教育実習、養護教育実習及び栄養教育実習は、次表に定める先修条件科目を前年度までに修得し、かつ、当該年度中に当該免許状取得の所要資格のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。

⑴幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教育実習

種類	教科	先修条件科目
幼稚園教諭一種免許状	—	教職論、教育原論、教育心理学、人権教育論
小学校教諭一種免許状		
中学校教諭一種免許状	国語	教職論、教育原論、教育心理学、国語科教育法 1、人権教育論
高等学校教諭一種免許状		
中学校教諭一種免許状	外国語「英語」	教職論、教育原論、教育心理学、英語科教育法 1、人権教育論
高等学校教諭一種免許状		
中学校教諭一種免許状	社会	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（地理歴史分野）、人権教育論
高等学校教諭一種免許状	地理歴史	
中学校教諭一種免許状	音楽	教職論、教育原論、教育心理学、音楽科教育法 1、人権教育論
高等学校教諭一種免許状		
中学校教諭一種免許状	保健	教職論、教育原論、教育心理学、保健科教育法 1、人権教育論
高等学校教諭一種免許状		
中学校教諭一種免許状	家庭	教職論、教育原論、教育心理学、家庭科教育法 1、人権教育論
高等学校教諭一種免許状		
高等学校教諭一種免許状	公民	教職論、教育原論、教育心理学、社会科教育法（公民分野）、人権教育論
中学校教諭一種免許状	数学	教職論、教育原論、教育心理学、数学科教育法 1、人権教育論
高等学校教諭一種免許状		
高等学校教諭一種免許状	情報	教職論、教育原論、教育心理学、情報科教育法 1、人権教育論

⑵特別支援学校教育実習

種類	先修条件科目
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）	特別支援教育総論、肢体不自由教育論、病弱教育論、知的障害教育論

⑶養護教育実習

種類	先修条件科目
養護教諭一種免許状	教職論、教育原論、教育心理学、人権教育論

⑷栄養教育実習

種類	先修条件科目
栄養教諭一種免許状	教職論、教育原論、教育心理学、人権教育論、学校栄養実践論、学校栄養指導論

2　前項（1）～（4）の教育実習を履修する者は、前年度から実施される教育実習オリエンテーションに怠りなく出席し、所定の手続きを経たうえで、当該年度当初の所定の期間内に教育実習履修登録をしなければならない。
3　教育実習及び中学校教育実習を履修する者のうち、中学校教諭一種免許状外国語「英語」または高等学校教諭一種免許状外国語「英語」取得希望者は、別に定める基準を前年度までに満たさなければならない。
4　栄養教育実習を履修する者は、当該年度に「栄養教育実習指導」を履修登録しなければならない。
5　教育実習を履修する者のうち、教育実習委託費が必要となる者は、所定の期間内に別に定める教育実習委託費を納入しなければならない。

（教育実習の中止）

第 42 条　教育実習にあたっては、次の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならず、これに反する場合には実習を中止させることがある。
⑴　教員になる強い意志を有すること
⑵　教育実習に耐え得る健康体であること
⑶　本学の指示する諸規定及び実習校（園）の定める諸規定に従うこと

（介護等体験）

第 43 条　小学校及び中学校の教育職員免許状の取得を希望する者は、免許状取得に係る単位取得のほか、社会福祉施設等での 7 日間の介護等体験をしなければならない。
2　介護等体験を希望する者は、介護等体験の事前指導（オリエンテーションを含む。）に怠りなく出席し、本学の指示に従わなくてはならない。
3　介護等体験を希望する者は、所定の期間内に別に定める体験費等を納入しなければならない。

第 10 章　管理栄養士課程

（管理栄養士課程）

第 44 条　学則第 25 条に基づき、本学に管理栄養士養成のための課程（以下「管理栄養士課程」という。）を置く。

（管理栄養士専門科目の履修）

第 45 条　家政学部食物栄養学科の者で、管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者の単位は、本学の定める管理栄養士に関する履修科目表及び栄養士に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。

（管理栄養士課程実習費）

第 46 条　管理栄養士課程を履修し、給食運営校外実習の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める管理栄養士課程実習費を納入しなければならない。

（給食運営校外実習事前事後指導）

第 47 条　給食運営校外実習を履修する者は、給食運営校外実習事前事後指導を履修しなければならない。

（臨地実習事前事後指導）

第 48 条　臨地実習（臨床栄養学Ⅰ）、臨地実習（臨床栄養学Ⅱ）、臨地実習（臨床栄養学Ⅲ）、臨地実習（給食経営管理論）及び臨地実習（公衆栄養学）を履修する者は、臨地実習事前事後指導を履修しなければならない。

（校外実習・臨地実習）

第 49 条　校外実習及び臨地実習にかかる授業科目の履修は、それぞれ次に定める授業科目の単位をすでに修得し、かつ、当該授業科目にかかるオリエンテーションに怠りなく出席した者について、これを許可する。
給食運営校外実習
食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、

調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱの７科目
臨地実習（臨床栄養学Ⅰ）、臨地実習（臨床栄養学Ⅱ）及び臨地実習（臨床栄養学Ⅲ）
食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、給食経営管理論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、臨床栄養学の９科目
臨地実習（給食経営管理論）
食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、給食経営管理論、臨床栄養学の９科目
臨地実習（公衆栄養学）
食品学総論、食品学各論、基礎栄養学、栄養教育総論、給食運営論、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、給食経営管理論、臨床栄養学、公衆栄養学の 10 科目

2　前項の実習にあたり、本学の指示する諸規定及び実習施設の定める諸規定に反する場合には、実習を中止させることがある。

第 11 章　博物館学芸員課程

（博物館学芸員課程）
第 50 条　学則第 25 条の２に基づき、本学に博物館学芸員養成のための課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。
（学芸員関係科目の履修）
第 51 条　文学部日本語日本文学科、同歴史学科、家政学部生活造形学科及び現代社会学部現代社会学科の者で、学芸員資格を得ようとする者は、本学の定める学芸員に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（学芸員課程実習費）
第 52 条　学芸員課程を履修し、「博物館実習Ⅱ」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める学芸員課程実習費を納入しなければならない。
（博物館実習）
第 53 条　博物館実習Ⅱは最終学年の者で、次に定める授業科目の単位をすでに履修し、かつ、当該年度中に所要資格取得のすべてを充足し得る者についてこれを許可する。
博物館概論、博物館資料論、博物館経営論、博物館情報論、博物館実習Ⅰ
（以上５科目）

第 12 章　社会教育主事課程

（社会教育主事課程）
第 54 条　学則第 25 条の３に基づき、本学に社会教育主事養成のための課程（以下「社会教育主事課程」という。）を置く。
（社会教育主事関係科目の履修）
第 55 条　発達教育学部教育学科の者で、社会教育主事となる資格（「社会教育士」の称号）を得ようとする者は、本学の定める社会教育主事に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（社会教育主事課程実習費）
第 56 条　社会教育主事課程を履修し「社会教育基礎実習」、「社会教育実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める社会教育主事課程実習費をそれぞれ納入しなければならない。

第 13 章　１級建築士及び２級・木造建築士養成課程

（１級建築士及び２級・木造建築士養成課程）
第 57 条　建築士法第 14 条第１号に定める１級建築士試験の受験資格並びに建築士法第 15 条第１号に定める２級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得るための養成課程（以下「建築士養成課程」という。）を置く。
（建築士養成特別科目の履修）
第 58 条　家政学部生活造形学科の者で、１級建築士試験及び２級建築士試験・木造建築士試験の受験資格を得ようとする者は、本学の定める１級建築士及び２級建築士・木造建築士に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（１級建築士及び２級・木造建築士課程履修費）
第 59 条　建築士の受験資格取得を目的として、建築士養成課程に次表のとおり「建築士養成特別科目」を置く。建築士養成特別科目をすべて履修する者は、所定の期間内に別に定める１級建築士及び２級・木造建築士課程履修費を納入しなければならない。

建築士養成特別科目	単位
建築法規	2
建築施工	2

第 14 章　保育士課程

（保育士課程）
第 60 条　学則第 25 条の５に基づき、本学に保育士養成のための課程（以下「保育士課程」という。）を置く。
（保育士関係科目の履修）
第 61 条　発達教育学部教育学科の者で、保育士となる資格を得ようとする者は、本学の定める保育士に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（保育士課程実習費）
第 62 条　保育士課程を履修し、「保育実習Ⅰ」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める保育士課程実習費を納入しなければならない。
（事前・事後指導）
第 63 条　保育実習にかかる授業科目を履修しようとする者は、保育実習事前・事後指導（オリエンテーションを含む。）に怠りなく出席しなければならない。
（保育実習）
第 64 条　保育実習にかかる授業科目を履修することができる者は、次に定めるとおりとする。
⑴「保育実習ⅠA」については、次の８科目の単位を修得し、「保育実習指導ⅠA」及び「社会的養護Ⅱ」について履修登録している者。
保育原理、教育原論、子ども家庭福祉、社会福祉、社会的養護Ⅰ、教職論、発達心理学、障害児保育
⑵「保育実習ⅠB」については、「保育実習ⅠA」の履修条件に加えて、次の５科目の単位を修得し、「保育実習指導ⅠB」及び「乳児保育Ⅱ」について履修登録している者。
子どもの保健、子どもの栄養、保育・幼児教育課程論、保育内容総論、乳児保育Ⅰ
⑶「保育実習Ⅱ」については、４回生前期までに開講される保育士課程の必修科目すべての単位を修得、又は履修登録している者。ただし、「保育実習指導Ⅱ」については単位を修得していること。
⑷「保育実習Ⅲ」については、４回生前期までに開講される保育士課程の必修科目すべての単位を修得、又は履修登録している者。ただし、「保育実習指導Ⅲ」については単位を修得していること。

第 15 章　社会調査士課程

（社会調査士課程）
第 65 条　一般社団法人社会調査協会が認定する社会調査士養成のための課程（以下「社会調査士課程」という。）を置く。
（社会調査士関係科目の履修）
第 66 条　現代社会学部現代社会学科の者で、社会調査士の資格を得ようとする者は、本学の定める社会調査士に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。

第 16 章　衣料管理士課程

（衣料管理士課程）
第 67 条　社人日本衣料管理協会が認定する衣料管理士（１級）養成のための課程（以下「衣料管理士課程」という。）を置く。
（衣料管理士関係科目の履修）
第 68 条　家政学部生活造形学科の者で、衣料管理士の資格を得ようとする者は、本学の定める衣料管理士（１級）に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。

（衣料管理士資格申請手数料）
第 69 条　衣料管理士（1 級）資格認定証の交付を受けようとする者は、所定の期間内に別に定める衣料管理士資格申請手数料を納入しなければならない。

第 17 章　社会福祉士課程

（社会福祉士課程）
第 70 条　学則第 25 条の 7 に基づき、本学に社会福祉士養成のための課程（以下「社会福祉士課程」という。）を置く。
（社会福祉士関係科目の履修）
第 71 条　心理共生学部心理共生学科の者で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、本学の定める社会福祉士に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（社会福祉士課程実習費）
第 72 条　社会福祉士課程を履修し、「ソーシャルワーク実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める社会福祉士課程実習費を納入しなければならない。
（ソーシャルワーク実習）
第 73 条　ソーシャルワーク実習は、「専門科目の必修科目」及び「社会福祉士に関する履修科目表に定める必修科目」のうち、2 年次前期までに開講される科目の単位を修得したものにこれを許可する。

第 18 章　食品衛生管理者課程

（食品衛生管理者課程）
第 74 条　学則第 25 条の 8 に基づき、本学に食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成のための課程（以下「食品衛生管理者課程」という。）を置く。
（食品衛生管理者関係科目の履修）
第 75 条　家政学部食物栄養学科の者で、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を得ようとする者は、本学の定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。

第 19 章　図書館司書課程

（図書館司書課程）
第 76 条　学則第 25 条の 4 第 1 項に基づき、本学に図書館司書養成のための課程（以下「司書課程」という。）を置く。
（司書科目の履修）
第 77 条　図書館司書となる資格を得ようとする者は、本学の定める図書館司書に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（司書課程履修費）
第 78 条　司書課程を履修する者は、所定の期間内に別に定める司書課程及び学校司書課程履修費を納入しなければならない。
（図書館実習費）
第 79 条　司書課程を履修し、「図書館実習」の受講を許可されたものは、所定の期間内に別に定める図書館実習費を納入しなければならない。
（図書館実習）
第 80 条　図書館実習の受講については、最終学年の者で、図書館司書に関する必修科目および「図書館総合演習」を履修済みであることを先修条件とするが、さらに図書館司書課程委員会の許可を必要とする。

第 20 章　学校図書館学講座

（司書教諭）
第 81 条　学校図書館法に定める司書教諭を養成するために、学校図書館学講座を開講する。
（学校図書館学講座）
第 82 条　司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程に基づく次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

司書教諭講習規程に定める科目

科目	単位	必選の別
学校経営と学校図書館	2	必
学校図書館メディアの構成	2	必
学習指導と学校図書館	2	必
読書と豊かな人間性	2	必
情報メディアの活用	2	必

2　前項に定める単位の修得方法は、本学の定める学校図書館学講座要項によらなければならない。
（学校図書館学講座受講料）
第 83 条　学校図書館学講座を受講する者は、所定の期間内に、別に定める受講料を納入しなければならない。

第 21 章　公認心理師課程

（公認心理師課程）
第 84 条　学則第 25 条の 9 に基づき、本学に公認心理師養成のための課程（以下「公認心理師課程」という。）を置く。
（公認心理師関係科目の履修）
第 85 条　心理共生学部心理共生学科の者で、公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、本学の定める公認心理師に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（公認心理師課程実習費）
第 86 条　公認心理師課程を履修し、「心理実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める公認心理師課程実習費を納入しなければならない。
（心理実習）
第 87 条　心理実習は、次に定める授業科目の単位をすべて修得したものについてこれを許可する。
心理学概論、臨床心理学概論、心理的アセスメント、心理学的支援法、人体の構造と機能及び疾病、精神疾患とその治療、心理演習（以上 7 科目）

第 22 章　スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程

（スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程）
第 88 条　学則第 25 条の 10 に基づき、本学にスクールソーシャルワーカー養成のための課程（以下「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程」という。）を置く。
（スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程関係科目の履修）
第 89 条　心理共生学部心理共生学科の者で、スクールソーシャルワーカーの資格を得ようとする者は、本学の定めるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程実習費）
第 90 条　スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を履修し、「スクールソーシャルワーク実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程実習費を納入しなければならない。
（スクールソーシャルワーク実習）
第 91 条　スクールソーシャルワーク実習は、別に定める条件を満たしたものについてこれを許可する。

第 23 章　日本語教師課程

（日本語教師課程）
第 92 条　学則第 25 条の 10 に基づき、本学に日本語教師養成のための課程（以下「日本語教師課程」という。）を置く。
（日本語教師関係科目の履修）
第 93 条　日本語教師課程修了証を得ようとする者は、本学の定める日本語教師に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（日本語教師課程実習費）
第 94 条　日本語教師課程を履修し、「日本語教育実習」の履修登録をする者は、所定の期間内に別に定める日本語教師課程実習費を納入しなければならない。

（日本語教育実習）
第 95 条　日本語教育実習の履修は、次に定める授業科目の単位をすでに修得した者について、これを許可する。
日本語教育入門、言語と教育、日本語の構造（以上３科目）

第 24 章　学校司書課程

（学校司書課程）
第 96 条　学則第 25 条の４の第３項に基づき、本学に学校司書養成のための課程（以下「学校司書課程」という。）を置く。
（学校司書関係科目の履修）
第 97 条　学校司書課程修了証を得ようとする者は、本学の定める学校司書に関する履修科目表に従って単位を修得しなければならない。
（学校司書課程実習費）
第 98 条　学校司書課程を履修する者は、所定の期間内に別に定める司書課程及び学校司書課程履修費を納入しなければならない。

第 25 章　雑則

（規則の改廃）
第 99 条　この規則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附　則
1　この規則は、令和７年４月１日現在在籍している学生から施行する。ただし、第３条、第４条、第９条第６項、第７項、第８項、第９項、第 58 条及び第 59 条については、令和７年度入学生より適用する。
2　この規則の施行日をもって、京都女子大学履修要項（昭和 53 年４月１日制定）は廃止する。
附　則
この規則は、令和８年４月１日から施行する。